

SHANON MAIL 利用規約

株式会社シャノン（以下「シャノン」といいます。）は、以下の条項により SHANON MAIL 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、契約者等に対して本サービスを提供します。契約者は、本サービス利用申込時において本規約への「同意する」の意思表示をすることにより、以下の条項及び条件を承諾したことになります。利用申込者が、所属する会社を代表して本規約に同意する場合、本サービスを利用する際に適用される条件について会社を代表して拘束力のある合意をする権限を有するものであることを表明したことになります。

第一章 総則

第1条（用語の定義）

本規約で使用する用語の意味は次のとおりとします。

- (1) 「利用契約」とは、本規約に基づきシャノンと契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。
- (2) 「契約者」とは、本規約に基づく利用契約をシャノンとの間で締結した者をいいます。
- (3) 「利用契約等」とは、本規約及び利用契約を総称していいます。
- (4) 「特別利用者」とは、契約者に代わって契約者のマーケティング業務の代行を行う、契約者の関連会社又は取引先に対して、契約者が契約者の責任のもとで利用契約等に基づき本サービスを利用させることを契約者が認定した者をいいます。
- (5) 「契約者等」とは、契約者及び特別利用者を総称していいます。
- (6) 「利用環境」とは、本サービスの提供を受けるために契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアを総称していいます。
- (7) 「本サービス」とは、シャノンが設計・開発し、シャノンに著作権の帰属する SHANON MAIL 及びサーバアプリケーションの利用権を契約者等に提供し、SHANON MAIL 等各種アプリケーション並びにサーバ等の設定及び接続環境を保守・管理するサービス及びその他付属サービスであって、シャノンが利用契約等に基づいて契約者等に提供するものをいいます。
- (8) 「有償プラン」とは、シャノンが別途提供するサービス「SHANON MARKETING PLATFORM」またはその他の有償サービスをいい、その提供条件は本規約とは別の規約及び契約により定めます。
- (9) 「配信先」とは、契約者等が本サービスを利用して電子メールを送信する相手方をいいます。
- (10) 「送信環境」とは、シャノンが本サービスにおける電子メールの送信のために用いる IP アドレス、送信ドメイン、送信サーバその他の設備及び構成を総称していいます。
- (11) 「送信レピュテーション」とは、送信環境について電子メールの受信側事業者が付与する評価をいいます。
- (12) 「契約者データ」とは、契約者等が本サービスを利用して入力、登録、伝送又は蓄積したデータ及び本サービスの利用に伴い生成される情報（配信ログ、開封・クリック等の反応情報、リード属性情報、メールの件名及び本文を含みます。）を総称していいます。

- (13)「統計情報」とは、契約者データを統計的に処理し、特定の個人及び特定の契約者等のいずれも識別することができないように加工した情報をいいます。
- (14)「学習用データ」とは、シャノンが AI 機能の開発、学習、検証及び改善のために用いる、統計情報又はこれに準じて加工された情報をいいます。
- (15)「本サービス用設備」とは、シャノンが本サービスを提供するにあたり、シャノン又はシャノンが指定する業者が設定・運用・管理するデータセンタ、ネットワークインフラ、サーバ機器、及びソフトウェアが正常動作するために必要なサーバアプリケーションを総称していいます。
- (16) 本規約に定める「通知」の方法には、本規約内で別途の規定をしている場合を除き、電磁的方法及びシャノンのウェブサイトへの掲載を含むものとします。

第 2 条（本規約の適用等）

1. 本規約は、本サービスをご利用いただく際の契約者等とシャノンとの間の一切の關係に適用されるものとします。
2. 本サービスは、原則として無償で継続的に提供されるものとします。ただし、シャノンは第 13 条（本サービスの廃止）に基づき本サービスを廃止することができるほか、本サービスの提供条件（無償であることを含みます。）を将来において変更する場合があります。
3. シャノンは、本規約を随時変更することができるものとします。シャノンによって本規約が変更された場合は、契約者等に対して、当該変更後の本規約が適用されるものとします。
4. シャノンは、前項に基づく本規約の変更を行う場合は、当該変更が効力を有する日の 30 日前までに、当該変更後の本規約の内容を、第 32 条（契約者情報の利用）に定める契約者の電子メールアドレスに対して通知するものとします。ただし、法令の改廃、セキュリティの確保その他緊急を要する事由により変更を行う場合は、合理的な事前期間をもって通知し、又は事後速やかに通知するものとします。
5. 前項にかかわらず、新機能・新サービスの追加に伴う本規約への規定の追加については、契約者等が新機能・新サービスの利用を申し込んだ時点から新機能・新サービスに関する規定が適用されるものとします。

第二章 利用契約の成立及び本サービスの内容

第 3 条（利用契約の成立）

1. 契約者がシャノン所定の手続に従って本サービスの申込みを行い、シャノンが申込を承諾したときに利用契約が成立するものとします。
2. 前項の申込みは、シャノンが定めるウェブ上の申込画面等から行うものとします。登録情報の変更等の手続方法及び条件の詳細については、シャノンが別途定める案内に従い手続きを行うものとします。
3. 本サービスの申込みは、法人その他の団体が業務のために利用する場合に限り行うことができるものとし、契約者は、当該法人その他の団体が保有するドメインの電子メールアドレスをもって申込みを行うものとします。シャノンは、当該要件を満たさない申込みを承諾しないことができます。
4. シャノンは、申込内容の審査を行った上で、承諾の可否を判断することができるものとします。

5. シャノンでは、本サービス用設備の状況その他シャノンが必要と認める事由により、申込みの受付数を制限することができるものとします。
6. シャノンは、次のいずれかに該当するときは、契約者の申込みを承諾しないこと、又はシャノンが一旦行った承諾を取消することができるものとします。
 - (1) 契約者が、シャノンに対して虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 契約者と利用契約を締結することにより、シャノンの業務遂行上又は技術上著しい支障が生じると判断したとき
 - (3) 契約者が過去に本サービス又はシャノンが提供する他のサービスについて、利用契約を解約された、又は利用を停止されたことがあるとき
 - (4) 契約者による本サービスの利用が、送信レピュテーションその他シャノンの送信環境に悪影響を及ぼすおそれがあると判断したとき
 - (5) その他、契約者がシャノンに提供すべき情報・データに不備がある場合など、シャノンが契約者と利用契約を締結することが不適當であると判断したとき
7. 契約者が有償プランの利用を希望する場合は、本サービスの利用契約とは別に、有償プランについて新たに契約を締結する必要があります。この場合、本サービスにおいて契約者が登録したデータの取扱いについては、シャノンが別途定める方法によるものとします。

第4条（本サービス内容）

1. 本規約によって成立する利用契約において、シャノンが契約者に提供するのは、SHANON MAIL です。本サービスの機能、仕様、登録可能なリード数の上限その他の提供条件については、シャノンのウェブサイト又はシャノンが別途定めるマニュアルを参照してください。
2. 本サービスには、シャノンが有償プランにおいて提供する機能（Web ページ作成機能、アクセス企業情報機能、シナリオ機能、スコアリング機能、SFA 連携機能、名刺デジタル化サービス及び Web トラッキング機能を含みます。）は含まれません。
3. 契約者等は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 第28条（免責）に掲げる場合を含め、本サービスにシャノンに起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) シャノンに起因しない本サービスの不具合については、シャノンは一切その責を免れること
 - (3) シャノンが別途定める「重要事項説明書」の制限事項及び推奨事項

第5条（契約者等の権利の範囲）

1. 利用契約等に基づいてシャノンが契約者等に付与する権利は、SHANON MAIL に通信端末等を用いてアクセスし、本サービスを利用する非独占的権利であり、契約者等は SHANON MAIL に関する著作権、商標権及びその他のすべての知的財産権がシャノン又はその他のライセンサーに独占的に帰属することを承諾するものとします。
2. 契約者等は、本サービスに関して複製、改変もしくはリバースエンジニアリング、リバースアセンブル、又はリバースコンパイルその他これに類する行為を行わないものとします。
3. 本サービスを利用して契約者等により SHANON MAIL に登録された情報（リード情報等）の利用権

限は契約者等に帰属するものとします。ただし、シャノンが第 30 条（契約者データの利用）乃至第 32 条（契約者情報の利用）に基づき契約者データを利用することを妨げないものとします。

第 6 条（特別利用者による利用）

契約者は、特別利用者により本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、特別利用者による利用を自己による利用と同視されることを承諾するとともに、特別利用者による利用に関する一切の責任を負うものとします。

第 7 条（利用開始）

1. シャノンは、第 3 条（利用契約の成立）に基づき申込みを承諾したときは、契約者が申込画面において登録した電子メールアドレスに対し、本サービスの利用環境及び初期ログイン情報を通知します。契約者は、当該通知の到達をもって本サービスの利用を開始できるものとします。
2. 本サービスの利用料金は無償とし、期間の限定は設けないものとします。

第 8 条（利用期間等）

1. 本サービスの利用期間は、前条（利用開始）に定める利用開始日から、第 14 条（契約者からの利用契約の解約）又は第 15 条（シャノンによる利用契約の解約）に基づき利用契約が終了する日までとし、期間の定めは設けないものとします。
2. 本サービスは無償で提供されるため、解約に伴う利用料金の精算は生じないものとします。

第 9 条（サポートの範囲）

1. シャノンは、本サービスに関するサポートを、インターネットを通じて提供します。提供する内容及び方法は、シャノンが別途定めるところによります。
2. 本サービスにおいては、電話、電子メールその他の担当者による個別対応（有人サポート）は提供されません。契約者等は、この点を了承の上、本サービスを利用するものとします。
3. 契約者等の個別の利用環境に関する助言及び調査、操作の代行、テンプレートの作成その他の運用業務は、サポートの範囲外とします。
4. 前各項にかかわらず、シャノンは、本サービス用設備の障害その他シャノンが必要と認める事項について、契約者が登録した電子メールアドレスに対して通知を行うことがあります。
5. 契約者等は、サポートの内容及びその結果について、シャノンが契約者等に対して何らの保証も行わないことを承諾するものとします。
6. シャノンは、期間又は対象を限定して、第 2 項及び第 3 項の定めにかかわらず、担当者による個別対応その他の人的サービス（データの移行の支援、マニュアルその他の資料の提供等を含みます。）を提供することがあります。この場合、当該サービスの提供条件、期間及び範囲は、シャノンが個別に定めるところによるものとし、シャノンは、当該期間の経過後又は当該範囲を超える提供の求めに応じる義務を負わないものとします。
7. 前項に基づく人的サービスの提供に起因して契約者等に生じた損害について、シャノンは、故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。契約者等は、データの移行の支援を受ける場合、あらかじめ自らの責任においてデータのバックアップを取得するものとします。

第 10 条（リード登録数の上限）

本サービスにおいて契約者等が登録できるデータの件数（リード数等）には、シャノンが別途定める上限（以下「登録上限」といいます。）があるものとします。

第 11 条（送信環境及び送信の制御）

1. シャノンは、本サービスにおける電子メールの送信について、送信環境を有償プランその他のサービスと分離し、又は変更することができるものとします。契約者等は、本サービスに割り当てられる送信環境の内容及び構成について、指定又は選択することができないものとします。
2. シャノンは、送信レピュテーションの維持その他本サービス用設備の適正な運用のため、契約者等に対する事前の通知なく、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 契約者等が送信する電子メールについて、単位時間あたりの送信数、宛先数その他の送信量を制限すること
 - (2) 契約者等による初回の送信又は一定件数を超える送信について、事前に内容及び配信先の確認を行うこと
 - (3) 契約者等の送信に係る宛先不明（バウンス）率、迷惑メール報告率その他の指標がシャノンの定める基準を超えた場合に、当該契約者等による送信を停止すること
 - (4) 送信環境の割当を変更すること
3. 本サービスは、送信ドメイン認証（SPF、DKIM 及び DMARC）の設定を行うための機能を提供します。契約者等は、当該設定その他送信ドメイン認証に必要な措置を、自己の責任と費用において行うものとします。契約者等が当該措置を行わない場合、受信側の事業者において電子メールの受信が拒否されることがあります。
4. シャノンは、電子メールが配信先に到達すること、及び受信側事業者において迷惑メールとして扱われないことを保証しません。契約者等は、本サービスが無償で提供されるサービスであり、送信レピュテーションが有償プランと同等でない場合があることを了承するものとします。
5. シャノンは、本条に基づく措置により生じた契約者等及び第三者の損害につき、故意又は重過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第三章 本サービスの変更・廃止、利用契約の終了等

第 12 条（是正の要求等及び本サービスの中断又は停止）

1. 契約者等が利用契約等に違反したとシャノンが認めた場合、シャノンは契約者に対し、事前に通知又はその事由を説明した上で（緊急を要する場合は、事前に契約者にその旨の通知をせずに）、第三者との協議の要求、違反行為の停止の要求、公開情報の削除の要求、電子メールの送信の停止、本サービスの提供の停止その他必要な措置を講ずることができるものとします。
2. シャノンは、天災事変又は本サービスの障害等による非常事態が発生、又は発生するおそれがあり、事前に契約者に通知することが困難であると判断されるときは、契約者に事前に通知することなく、契約者等に対する本サービスの提供の全部又は一部を中止する措置をとることができるものとしま

す。

3. シャノンは、随時、本サービスの機能を変更又は中止することができるものとします。なお、重要な変更内容及び中止については事前に契約者等に通知をします。
4. シャノンは、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
5. シャノンは、契約者が第 15 条（シャノンによる利用契約の解約）第 1 項各号のいずれかに該当する場合、又は第 11 条（送信環境及び送信の制御）第 2 項各号に定める事由が生じた場合には、契約者への事前の通知又は催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
6. シャノンは前各項に基づく本サービスの提供の中止又は停止によって生じた契約者等及び第三者の損害につき一切責任を負わないものとします。

第 13 条（本サービスの廃止）

1. シャノンは、運営上やむを得ない理由により本サービスの全部又は一部を廃止できるものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
2. シャノンは、前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、契約者に対して当該廃止が効力を有する日の 60 日前までに、その旨を通知します。ただし、天災事変等の不可抗力により、契約者に対する事前の通知が不可能である場合にはこの限りではありません。
3. シャノンは本サービスの廃止の際、前各項の手続を経ることで、廃止に伴う契約者等からの損害賠償等の支払義務を免れるものとします。

第 14 条（契約者からの利用契約の解約）

契約者が利用契約を解約する場合、シャノンが定める方法により、その旨を申し出るものとします。解約は、当該申し出がシャノンに到達した時点で効力を生じるものとします。

第 15 条（シャノンによる利用契約の解約）

1. 契約者が次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合、シャノンは契約者に何らの通知・催告を要せず直ちに本サービスの提供を一時中断し、又は利用契約を解約できるものとします。
 - (1) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき
 - (2) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき、又は解散して清算手続もしくは特別清算手続に入ったとき
 - (3) 営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - (4) 利用契約成立後に第 21 条（禁止事項）第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき、その他本規約の条項に反したとき
 - (5) 第 11 条（送信環境及び送信の制御）第 2 項第 3 号に定める基準を繰り返し超過し、シャノンが契約の継続を不適切と判断したとき
 - (6) 第 16 条（休眠アカウントの取扱い）に定める休眠状態が継続したとき

第 16 条（休眠アカウントの取扱い）

1. シャノンでは、契約者等による本サービスへのログイン及び電子メールの送信のいずれもが、6 カ月間行われていない場合、当該利用契約に係るアカウントを休眠状態として取り扱うことができるものとします。
2. シャノンでは、アカウントを休眠状態とする場合、事前に契約者が登録した電子メールアドレスに対して通知を行うものとします。
3. シャノンでは、前項の通知後、1 か月を経過してもなお休眠状態が解消されない場合、利用契約を解約し、当該アカウント及びこれに記録されたデータを削除することができるものとします。
4. シャノンでは、前項に基づくデータの削除によって生じた契約者等及び第三者の損害につき一切責任を負わないものとします。

第 17 条（契約終了後の処理）

1. シャノンでは、利用契約が終了した場合、本サービス用設備に記録された契約者データを、利用契約終了後シャノンが定める期間の経過後に、シャノンの責任で消去するものとします。ただし、バックアップデータに関しては、シャノンのバックアップポリシーに基づいた保管期間終了時に消去されるものとします。なお、シャノンは、契約者データの消去に関する証明書の発行は行わないものとします。
2. 前項にかかわらず、シャノンが第 30 条（契約者データの利用）乃至第 32 条（契約者情報の利用）に基づき既に作成した統計情報及び学習用データは、利用契約の終了後もシャノンが引き続き保有し、利用することができるものとします。
3. 第 1 項にかかわらず、第 3 条（利用契約の成立）第 7 項に基づき有償プランへ移行する場合の契約者が登録したデータの取扱いについては、同項の定めによるものとします。

第四章 契約者の義務

第 18 条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者等が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報については、契約者等の責任で提供されるものであり、シャノンはその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失によりシャノンに損害を与えた場合、シャノンに対して、当該損害の賠償を行うものとします。
4. シャノンの提供する本サービスの契約者の使用目的への適合性については、契約者自らが責任をもって確認するものとします。
5. 契約者は、本サービスの利用に際しては、十分な注意をもってこれを利用するものとし、利用のための操作及びその結果についてはすべて契約者が責任を負うものとします。
6. 契約者等がダウンロードその他の方法で本サービスを通じて取得したすべてのデータは、契約者等自

身の責任において利用するものとします。

第 19 条（配信先に関する表明及び保証）

1. 契約者等は、本サービスを利用して電子メールを送信するにあたり、次の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 配信先について、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律その他の適用法令に基づき必要となる同意を取得していること、又は同意を要しない場合に該当すること
 - (2) 配信先の情報を、適法かつ適正な方法により取得していること
 - (3) 第三者から購入、譲受け又は貸与を受けた配信先の情報を、当該第三者との契約及び適用法令に反して利用していないこと
 - (4) 送信する電子メールに、配信の停止を求めるための表示及びその方法を明記していること
 - (5) 配信の停止を求めた配信先に対して、以後電子メールを送信しないための措置を講じていること
2. 契約者等は、配信先から配信の停止の求めを受けた場合、遅滞なくこれに応じるものとします。
3. 契約者等が前各項に違反したことによりシャノン又は第三者に損害が生じた場合、契約者は、その全額を賠償するものとします。シャノンは、当該違反を知った場合、第 11 条（送信環境及び送信の制御）及び第 12 条（是正の要求等及び本サービスの中断又は停止）に基づく措置を講ずることができるものとします。

第 20 条（利用環境並びにユーザーID 及びパスワード）

1. 契約者等は、自己の費用と責任において、シャノンが定める条件にて契約者等の利用環境を設定し、利用環境を維持するものとします。
2. 契約者等は、SHANON MAIL と接続するシステム環境（ブラウザ、API 接続のためのプログラミング言語、コンピューティングデバイス）において、システム提供ベンダーが正式にサポートしているバージョンを利用し、セキュリティを確保しなければならないものとします。
3. 契約者は、特別利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除き、ユーザーID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。
4. ユーザーID 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者等自身及びその他の者が損害を被った場合、シャノンは一切の責任を負わないものとします。
5. 第三者が契約者等のユーザーID 及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該利用はすべて契約者等によるとみなされるものとします。ただし、シャノンの故意又は過失によりユーザーID 及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第 21 条（禁止事項）

1. 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) シャノン又は第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

- (2) 特別利用者を除く第三者に本サービスを利用させる行為
 - (3) 契約者等のアカウントを含む管理者アカウントを複数人で共有する行為
 - (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、又はシャノンもしくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 個人情報のうち、要配慮個人情報、機微（センシティブ）情報、特定個人情報に該当する情報を集める行為
 - (6) SHANON MAIL に契約者が自ら利用する目的で取得した個人情報以外を格納する行為
 - (7) 送信又は掲載の許可を得ていない個人情報が含まれる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (8) 第 19 条（配信先に関する表明及び保証）に違反する電子メールの送信その他、シャノンの送信レピュテーションを毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - (9) 第 11 条（送信環境及び送信の制御）に基づく制限を回避し、又は回避を試みる行為
 - (10) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (11) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (12) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (13) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (14) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (15) 本サービスに対して負荷テストやそれに類する負荷をかける行為
 - (16) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (17) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (18) 第 3 項に定める表明及び保証に違反するような行為
 - (19) 本サービス又はそのいずれかの機能に設けられた利用制限を回避し、又は本サービスもしくはその機能の内部仕様、システムプロンプトその他シャノンが開示していない情報を取得しようとする行為
 - (20) 本サービス、その機能、生成物その他本サービスにより取得した情報を利用して、本サービスと同一又は類似のサービス、AI モデル、機械学習モデル、データベース、推定ロジックその他これらに類するものを開発、訓練、又は改善する行為
 - (21) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為
2. シャノンは、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに契約者等に通知するものとします。
3. 契約者は、自らが反社会的勢力でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと及び自己の役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
4. シャノンは、契約者等の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部もしくは一部の提供を一時停止し、又は当該行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、シャノンは、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送するデータ等を監視する義務を負うものではありません。

第 22 条（特別利用者の遵守事項等及び違反に対する措置）

1. 契約者は特別利用者に、利用契約等の遵守、契約終了時の利用終了、第三者への再利用の禁止及びシャノンに対する責任追及を行わないことを遵守させるものとします。
2. 特別利用者が前項所定の事項に違反したとき、契約者は速やかに当該違反を是正させるものとします。違反した日から 10 日間経過後も是正しない場合、シャノンは当該特別利用者に対する本サービスの提供を停止し、又は利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。

第五章 シャノンの義務

第 23 条（善管注意義務）

シャノンは、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第 24 条（本サービス用設備保守及びセキュリティ対応）

1. シャノンは、本サービス用設備の保全及び情報セキュリティ対策を、別途シャノンが定める「株式会社シャノン情報セキュリティ体制」の記載内容に従って、シャノンが合理的と判断する範囲で行います。
2. シャノンは、セキュリティに関する情報を、シャノンのウェブサイトにおいて公開する方法により提供します。
3. 本サービスにおいては、前項の公開情報の提供を超えて、契約者ごとの個別のセキュリティチェックシートへの回答、監査の受入その他の個別対応を行わないものとします。当該対応を必要とする場合は、有償プランの利用をご検討ください。

第 25 条（障害等）

シャノンは、本サービスに障害が生じ、又は滅失したことをシャノンが知ったときは、シャノンが定める方法により契約者に周知し、合理的な範囲でその障害箇所を修理・復旧するものとします。

第 26 条（サービスの保証について）

1. シャノンは契約者に対して提供する本サービスは、シャノンがその時点で保有している状態で提供しており、契約者が予定している利用目的への適合性、バグ等の不具合がないことを保証するものではないことを契約者は承諾するものとします。
2. シャノンは、本サービスの可用性、稼働率、電子メールの到達率及び処理性能について、いかなる水準も保証しないものとします。
3. シャノンは、データバックアップ機器の稼働状態の監視を行いますが、本サービスに保存されたデータの完全性を保証するものではないものとします。契約者等は、必要なデータについて自らバックアップを取得するものとします。

第 27 条（損害賠償の制限）

1. 本サービスは無償で提供されるものであるため、シャノンは、本サービス又は利用契約等に関して契約者等に生じた損害について、シャノンに故意又は重過失がある場合を除き、債務不履行責任、不法

行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。

2. 前項の制限にかかわらず、本サービスに関連してシャノンの責に帰すべき事由により個人情報の漏洩等が発生した場合、シャノンは事態の收拾及び調査に合理的な範囲で協力するものとします。当該漏洩等に関し、調査の結果シャノンの責に帰すべき事由であることが判明した場合、シャノンは、自らが加入するサイバー保険等に基づき受領する保険金の額を上限として、契約者に生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとします。なお、当該保険が適用されない場合、又は保険金が支払われない事由による場合、シャノンは賠償の責任を負わないものとします。

第 28 条（免責）

1. 本サービス又は利用契約等に関してシャノンが負う損害賠償の責任は、理由の如何を問わず前条（損害賠償の制限）の範囲に限られるものとし、シャノンは、以下の事由により契約者等に発生した損害については、賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災事変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 利用環境の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等、契約者等の接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等、インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 電子メールが配信先に到達しなかったこと、受信側事業者において迷惑メールとして扱われたこと、又は送信レピュテーションの変動に起因する損害
 - (5) 第 11 条（送信環境及び送信の制御）に基づく送信量の制限、送信の停止又は送信環境の変更に起因する損害
 - (6) 第 16 条（休眠アカウントの取扱い）に基づくアカウント及びデータの削除に起因する損害
 - (7) シャノンが導入しているコンピュータウィルス対策ソフトの開発元等からウィルスパターン等が提供されていない種類のコンピュータウィルスが本サービス用設備に侵入した場合に起因する損害
 - (8) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (9) シャノンが定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (10) 本サービス用設備のうちシャノンが製造に関わっていないソフトウェア及びハードウェアに起因して発生した損害
 - (11) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (12) 法令に基づく強制的な処分
 - (13) その他シャノンの責に帰することができない事由
2. シャノンは、契約者等が本サービスを利用することにより、契約者等と第三者との間で生じた紛争等について一切の責任を負わないものとします。

第六章 生成 AI 機能

第 29 条（生成 AI 機能の利用及び権利帰属）

1. 契約者等は、本サービスが提供する生成 AI 機能（以下「本 AI 機能」といいます。）を利用して、テキスト、画像、コード等のコンテンツ（以下「生成物」といいます。）を作成することができます。本 AI 機能の利用可能な範囲及び回数は、シャノンが別途定めるところによります。
2. シャノンは、本 AI 機能の提供にあたり、シャノンが別途定める「AI モデル採用ポリシー」に記載する生成 AI サービスを利用する場合があります。契約者等は、本 AI 機能の提供に必要な範囲において、シャノンが生成 AI サービスの提供者（外国にある事業者を含みます。）に対し、契約者等が本 AI 機能に入力した情報（以下「入力情報」といいます。）及び生成物を送信し、その処理を委託することに、あらかじめ同意するものとします。なお、本 AI 機能は、氏名、電子メールアドレスその他の個人を特定できる情報を生成 AI サービスへ送信しない仕様です。ただし、契約者等が生成対象の内容として自らこれらの情報を入力し、又は送信した場合は、この限りではありません。
3. シャノンは、生成 AI サービスの仕様、利用条件その他の要請により、本 AI 機能の全部又は一部について利用制限を設けることがあります。また、生成 AI サービスの仕様変更、停止、終了、その他シャノンの責に帰することができない事由により、本 AI 機能の全部又は一部の利用が制限される場合があることを、契約者等はあらかじめ承諾するものとします。
4. 契約者等は、入力情報について、これを本 AI 機能に入力する正当な権限を有し、かつ第三者の権利を侵害しないことを表明し、保証するものとします。また、入力情報に個人情報その他の第三者に関する情報が含まれる場合、契約者等は、自らの責任において、適用される法令を遵守し、本 AI 機能への入力及び生成 AI サービスへの送信に必要な権限を有し、又は本人の同意その他の法的根拠を確保しているものとします。
5. シャノンが保有し、又は第三者が従前から保有する知的財産権その他の権利を除き、生成物に関する権利は契約者等に帰属するものとします。ただし、シャノンは、生成物が著作権法上の著作物として保護されること、又は第三者の権利を侵害しないことについて、保証しません。
6. 契約者等は、生成物の利用、公開、配布その他一切の利用について、自らの責任において判断するものとします。生成物の利用に起因して第三者との間で紛争が生じた場合、契約者等は自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、シャノンは、故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
7. シャノンは、本 AI 機能により生成される内容の正確性、完全性、有用性、特定目的への適合性、継続的な利用可能性その他一切について保証しません。
8. シャノンは、入力情報及び生成物を、生成 AI サービスの提供事業者による当該事業者の AI モデルの学習の目的で当該事業者に提供することはありません。シャノン自身による契約者データの利用については、第 30 条（契約者データの利用）乃至第 32 条（契約者情報の利用）の定めによるものとします。
9. 契約者等は、本 AI 機能を利用して、法令又は公序良俗に反するコンテンツ、第三者の権利を侵害するコンテンツ、違法行為を助長するコンテンツ、差別的・暴力的その他社会的に不適切なコンテンツを生成する行為を行ってはならないものとします。

第七章 契約者データの利用及び AI 機能の開発

第 30 条（契約者データの利用）

1. シャノンは、次の各号の目的のために契約者データを利用することができるものとします。
 - (1) 本サービスの提供、維持及び運用
 - (2) 本サービスの障害対応、不正利用の検知及び防止並びに送信レピュテーションの管理
 - (3) 契約者等ごとに最適化された機能及び表示の提供
 - (4) 本サービス及びシャノンが提供する他のサービスの改善、品質向上並びに研究開発
 - (5) 統計情報及び学習用データの作成
 - (6) 前各号に付随する分析、検証及び報告
2. 契約者等は、前項第 1 号乃至第 3 号に定める利用が本サービスの提供に不可欠であるため、その停止を求めることができないものとします。
3. シャノンは、契約者データを、本条第 1 項に定める目的の範囲を超えて利用しないものとします。なお、同項第 5 号に基づき作成した統計情報及び学習用データの利用については、次条の定めによるものとします。
4. 前項にかかわらず、シャノンは、本サービスの運営、サービス向上施策のための調査その他の目的のため、シャノンが保有するサーバ上のアクセスログ、データ等及び契約者が本サービスを利用して管理するデータのうち、企業名、ドメイン名、業種、企業規模、企業所在地その他の個人を特定できない企業情報及び企業属性情報を使用することができるものとします。
5. 契約者データに含まれる個人情報その他の情報の取扱いについては、本章に定めるもののほか、第 34 条（個人情報の取扱いについて）の定めるところによります。

第 31 条（統計情報及び AI 機能の開発）

1. シャノンは、契約者データを統計的に処理し、特定の個人及び特定の契約者等のいずれも識別することができないように加工することにより、統計情報を作成することができるものとします。
2. シャノンは、統計情報及び学習用データを、次の各号の目的のために利用することができるものとします。
 - (1) 本サービスその他シャノンが提供するサービス又は機能の提供、維持、改善及び開発
 - (2) シャノンが提供する AI 機能の開発、学習、検証、精度評価及び改善
 - (3) 市場分析、利用動向分析、ベンチマーク情報その他統計的な情報の作成、提供及び公表
3. 前項第 2 号に定める AI 機能の開発等のために利用される情報は、次の各号に掲げるものを含みます。
 - (1) 電子メールの配信の日時、件数、配信先の属性区分その他の配信に関する記録
 - (2) 電子メールの開封、リンクのクリックその他配信先の反応に関する記録
 - (3) リード情報のうち、業種、企業規模、地域、役職区分その他の属性を統計的に区分した情報
 - (4) 本サービスを利用して作成又は送信した電子メールの件名及び本文（以下「コンテンツ情報」といいます。）
4. シャノンは、統計情報及び学習用データの作成にあたり、氏名、電子メールアドレス、電話番号その他個人を特定できる情報を含めないものとします。

5. シャノンは、契約者データ、統計情報及び学習用データを、基盤モデルその他の AI モデルを提供する第三者による当該モデルの学習の目的で当該第三者に提供することは、一切行わないものとします。

第 32 条（契約者情報の利用）

1. シャノンは、契約者の氏名、電子メールアドレスその他の連絡先情報（以下「契約者情報」といいます。）を、次の各号の目的のために利用することができるものとします。
 - (1) 本規約の改訂その他利用契約に関する重要な事項の通知
 - (2) 本サービスの仕様変更、機能追加、障害、計画停止その他の運用に関する通知
 - (3) 本サービスの利用に関するサポート情報の提供
 - (4) 本サービスその他シャノンが提供するサービスに関する情報の提供（広告宣伝を含みます。）
2. 前項の通知及び情報提供は、登録されているすべての契約者に対して行うものとします。本サービスにおいては別途のサポート対象ユーザーの登録を行わないため、通知先を確実に確保する必要があることを、契約者はあらかじめ了承するものとします。
3. 契約者は、第 1 項第 4 号に定める情報の提供について、シャノン所定の方法によりその停止を申し出ることができるものとします。
4. 前項の申出は、第 1 項第 1 号乃至第 3 号に定める通知には適用されないものとします。これらは利用契約の履行に必要な通知であるため、停止を申し出ることはできません。

第八章 一般条項

第 33 条（秘密保持）

1. 契約者及びシャノンは、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨をあらかじめ書面で指定した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者（弁護士等法律上当然に守秘義務を負う有資格者を除きます。）に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます）の責によらずして公知となったもの
 - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者がすでに保有しているもの
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及びシャノンは、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を開示することができるものとします。この場合、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとします。
4. 前各項の定めにかかわらず、個人情報に関連する取扱い業務の再委託については、シャノンは第 38

条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者等の秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、シャノンは再委託先に対して、本条に基づきシャノンが負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

5. シャノンは、契約者等より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用するものとします。
6. シャノンは、シャノンが本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。
7. 契約者データの取扱いについては、本条の定めにかかわらず、第 30 条（契約者データの利用）乃至第 32 条（契約者情報の利用）の定めによるものとします。

第 34 条（個人情報の取扱いについて）

1. シャノンの個人情報保護についての基本方針は、別に定めるプライバシーポリシーに基づいています。
2. 前項にかかわらず、契約者が本サービスの利用に関連して知り得た個人情報については、シャノンとは独立した契約者の定める個人情報の保護に関する規定やデータの収集の規定によります。契約者は個人情報保護法及びその他契約者に適用される個人情報に関する指針や規範を遵守するものとし、シャノンは、これらの契約者の規定や活動に対していかなる義務や責任も負いません。
3. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号の規定に従わなければならないものとします。
 - (1) 本サービスを利用して、不特定多数を対象にオープンな申込みフォームを公開する場合には、当該フォームを経由して取得する個人情報の利用目的を当該フォーム又は WEB ページ上で明瞭に記載しなければならないものとします。
 - (2) 本サービスから配信される営業・マーケティング目的のメールについては、オプトアウトに関する記載をメールのフッターに記載しなければならないものとします。
4. シャノンは、契約者が前項の規定に従い、適切な配慮を行っているかどうかについて調査するものとし、調査の結果、契約者に対して必要な是正を要請した場合には、契約者は当該是正要請に対して、真摯に協議に応じるものとします。

第 35 条（登録情報の変更）

契約者は、その商号もしくは名称、所在地、連絡先その他申込時に登録した事項に変更があるときは、速やかにシャノンが指定する方法において登録内容を変更するものとします。シャノンは、契約者が当該変更を怠ったことにより通知の不到達その他の事由により契約者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 36 条（通知）

1. シャノンから契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又はシャノンのホームページに掲載するなど、シャノンが適当と判断する方法により行います。
2. 前項の通知は、電子メールの送信又はホームページへの掲載による場合は当該送信等がなされた時点

で、書面による場合は通常到達すべき時点で効力を生じるものとします。契約者の登録情報の不備（誤登録や変更の遅延等）やその他の事情により当該通知が到達しなかった場合においても、同様とします。

第 37 条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめシャノンの書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

第 38 条（再委託）

シャノンは、契約者等に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部をシャノンの判断にて第三者に再委託することができます。この場合、シャノンは、当該再委託先に対し、第 33 条（秘密保持）及び第 34 条（個人情報の取扱いについて）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定のシャノンの義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 39 条（合意管轄）

本規約及びこれに基づく利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第 40 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 41 条（協議等）

本規約及び利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意をもって協議の上解決することとします。なお、利用契約等のいずれかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとします。

改訂履歴表

項番	変更年月日	効力発生年月日	改訂内容
1	2026/10/6	2026/10/6	初版
2			
3			

SHANON MAIL ご利用にあたっての重要事項

本書は、SHANON MAIL（以下「本サービス」といいます）のご利用にあたり、特に重要な事項をご契約前にご説明することで、サービスご利用時にご注意いただきたい事項や、貴社にとってご不便をおかけすることになる事項を事前にご認識いただき、安心してご利用いただく事を目的としておりますので、必ず以下のご説明内容をご理解ください。

また、本サービスご利用時に貴社にご同意いただく利用規約には、本書記載のほかにも重要な情報が記載されておりますので、必ず利用規約をご確認くださいませようよろしくお願い申し上げます。

1 本サービスについて

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 本サービスは、法人その他の団体が業務のためにご利用いただく場合に限りお申し込みいただけます。お申し込みは、貴社が保有するドメインの電子メールアドレスで行っていただく必要があります。フリーメールアドレスではお申し込みいただけません。 |
| | 当社は、お申し込み内容の審査を行った上で、承諾の可否を判断する場合があります。 |
| | 本サービス用設備の状況その他当社が必要と認める事由により、お申し込みの受付数を制限する場合があります。 |

2 有償プランへの移行について

- | | |
|--------------------------|--|
| ☐ | 本サービスに登録できるリード情報（メールアドレス）の件数には上限があります。上限に達した場合、新たなリード情報を登録することができなくなります。登録済みのリード情報に対するご利用は継続いただけます。 |
| | 上限を超える件数を管理される場合、又は本サービスで提供していない機能をご利用される場合は、有償プラン（SMP）を別途新たにご契約いただく必要があります。本サービスにおいて、上限を引き上げる従量課金その他の有償オプションは提供しておりません。 |
| | 有償プランには、本サービスとは別の利用規約及び重要事項説明書が適用されます。移行にあたっては、あらためてご確認及びご同意をいただく必要があります。 |

3 システムパフォーマンスについて

- | | |
|--------------------------|--|
| ☐ | 本サービスでは、各機能が利用するデータ量（例：リード数、クリックカウント数、各種追加項目数等）に応じてパフォーマンスが低下する場合があります。
当社が推奨する機能ごとのパフォーマンス推奨値、制限値については、当社が別途定める案内をご参照ください。制限値を超えることはできません。また、推奨値を超えても継続してご利用いただけますが、パフォーマンスが劣化することがあります。 |
| | 本サービスはマルチテナント型の共用サービスです。貴社以外のおお客様のご利用状況が、貴社が利用される各機能のパフォーマンスに影響する場合がありますことをご了承ください。 |
| | 短時間に大量の API コールがあった場合や、同時に複数箇所から API コールがあった場合、API コールを停止する場合があります。API をご利用の際は、想定されるコール件数をあらかじめご確認ください。 |

4 サービスのバージョンアップについて	
□	本サービスは、定期的にバージョンアップを行います。バージョンアップは、毎月1回無停止で、3ヶ月に1回（3月／6月／9月／12月）、最大9時間の計画停止で実施します。停止時間帯は原則土曜日の午前0時からとなります。 ※原則としては最終土曜日に行いますが、早まる場合や翌月の月初になる場合があります。
	停止を伴うバージョンアップは、原則として4週間前に告知いたします。また、無停止のバージョンアップは、事前又は事後に機能の変更点を告知いたします。ただし、当社が必要と判断した緊急時には、事前の通知なく停止又は無停止のバージョンアップを実施する場合があります。
5 サーバ構成について	
□	当社は、現在本サービスを運用するサーバ構成及びソフトウェアを、貴社に通知することなく変更する場合があります。
	本サービスは Amazon Web Services を利用してサービスを構成しています。
6 カスタマーサポートについて	
□	本サービスでは、電話、電子メールその他の担当者による個別対応（有人サポート）は提供しておりません。有人サポートをご希望の場合は、有償プラン（SMP）のご利用をご検討ください。
	貴社の個別のご利用環境に関する調査・助言、操作の代行、テンプレートの作成その他の運用業務、並びに貴社が専用に開発された JavaScript 等のプログラム及び API を用いて開発されたアドオン部分は、サポートの範囲外となります。
7 契約者情報の利用と通知について	
□	本サービスでは、重要な通知の宛先を確実に確保する必要があります。 契約者の氏名・電子メールアドレスその他の連絡先情報は、次の目的で利用します。 ・利用規約の改訂その他ご契約に関する重要な事項のお知らせ ・仕様変更、機能追加、障害、計画停止その他の運用に関するお知らせ ・ご利用に関するサポート情報の提供 ・本サービスその他当社が提供するサービスに関する情報の提供（広告宣伝を含みます） これらのお知らせは、登録されているすべての契約者に送信します。
	上記のうち4つ目（本サービスその他当社が提供するサービスに関する情報の提供）については、当社所定の方法により送信の停止をお申し出いただけます。ただし、上の3つのお知らせは利用契約の履行に必要なため、停止をお申し出いただくことはできません。
	契約者に変更が生じた場合は、当社が指定する方法において登録内容を変更してください。変更を怠ったことにより通知が到達しなかった場合、当社は責任を負いません。
8 クリックカウントとプライバシーポリシーについて	
□	本サービスのクリックカウント機能では、誰がどの URL をクリックしたかを取得しています。

	この機能は、メール内のリンクを当社のサーバを経由する URL に変換することにより実現しています。 計測により取得した情報の利用にあたっては、貴社のプライバシーポリシーにおいて、その旨を明記していただく必要があります。
9 メール配信について	
☐	DomainKeys Identified Mail (DKIM) 並びに DMARC 認証を行わない場合、特定のメールドメイン宛のメールが送信されなくなる場合があります。あらかじめご了承ください。 現在 DKIM・DMARC 対応を行わない場合に送信されなくなる場合がある対象のメールドメイン一覧は、当社が別途定める案内をご参照ください。 本サービスは、送信ドメイン認証 (SPF、DKIM 及び DMARC) の設定を行うための機能を提供しています。設定は、管理画面及び貴社が管理する DNS において、貴社ご自身で行っていただく必要があります。 受信側のセキュリティフィルターにより、添付ファイルが付いたメールは、迷惑メールフォルダへ振り分けられたり、受信そのものが拒否されたりする場合があります。 添付ファイルを用いる場合は、ファイルをサーバに置き、メール本文にはそのリンクを記載する方法をご確認ください。
10 休眠アカウントの取扱いについて	
☐	本サービスへのログイン及びメールの送信のいずれもが一定期間行われていない場合、当該アカウントを休眠状態として、利用契約を解約し、当該アカウント及びこれに記録されたデータを削除することがあります。 削除されたデータは復元できません。必要なデータは、あらかじめエクスポートしてお手元に保管してください。
11 生成 AI 機能のご利用について	
☐	本サービスでは、コンテンツ制作を支援するため、生成 AI 技術を活用した機能を提供する場合があります。 ■ 作成したコンテンツの権利について 当社又は第三者が保有する権利を除き、AI 機能により生成された文章、画像その他のコンテンツに関する権利は、貴社に帰属します。商用利用を含め、貴社の責任において自由にご利用いただけます。 ■ 安全性への取り組み 本サービスでは、外部の事業者が提供する AI 技術を活用しています。また、一般的な利用において権利侵害のリスクを低減するよう努めています。ただし、AI の特性上、既存のコンテンツと類似した表現が生成される可能性や、事実と異なる内容が生成される可能性があります。公開や利用の際には、貴社ご自身で内容をご確認ください。 ■ より安全にご利用いただくために

	有名キャラクターやブランドロゴの生成指示や、特定の作家やクリエイターの作風を再現することを目的とした利用はお控えください。生成された内容は、公開前に事実確認や権利確認を行うことを推奨します。 ■ データの取り扱いについて 貴社が生成 AI 機能に入力された情報は、処理のために外部の事業者が提供する AI サービスへ送信されます。第三者の個人情報や、社外秘の情報など、送信されては困る情報を入力しないようご注意ください。なお、送信された情報が、これらの事業者による AI モデルの学習に利用されることはありません。
12 セキュリティに関する対応について	
☐	当社は、本サービス用設備の保全及び情報セキュリティ対策を、別途当社が定める「株式会社シャノン情報セキュリティ体制」に従って実施しています。 当社は、セキュリティに関する情報を当社のウェブサイトにおいて公開しています。IPA「安全なウェブサイトの作り方改訂第7版」、経済産業省「クラウドサービスレベルのチェックリスト」及び同「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン 2013 年版」に準拠したセキュリティチェックシートを、当社ウェブサイトからダウンロードいただけます。 本サービスにおいては、上記の公開情報の提供を超えて、貴社ごとの個別のセキュリティチェックシートへのご回答や監査の受入などの個別対応は行っておりません。当該対応を必要とされる場合は、有償プラン（SMP）のご利用をご検討ください。
13 その他	
☐	本サービスに不具合が発見された場合、影響度を鑑み対処いたします。影響度が低いと当社が判断した場合、すぐに対応できないことがあることをご了承ください。 本サービスと連携している第三者製品・サービスのサービスレベルは、各サービス提供企業のサービスレベルに依存するため、本サービスのサービスレベルとは異なります。また、貴社専用に開発された JavaScript 等のプログラムや API で開発したアドオン部分についても、本サービスのサービスレベルとは異なる場合があります。 連携先のサービスにおける障害、仕様変更、提供の終了その他の事由により、連携が利用できなくなる場合があります。これらについて当社は関知せず、連携先の仕様変更に伴う本サービスの対応を保証するものではありません。

【第 1 版 2026 年 10 月 6 日】